

# 住居確保給付金とは

離職者またはやむを得ない休業等により離職、廃業と同等の状態にあり、  
就労能力及び就労意欲のある方のうち、  
住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給。  
合わせて、自立相談支援センターによる就労支援や家計相談、ハローワークによる求職支援を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

住居確保給付金を受けるには要件があります → [2 ページ目参照](#)

利用にあたっては、自立相談支援センターで就労支援、家計改善支援等を受ける必要があります。  
また、ハローワークに登録しての求職活動を行う必要があります。

受給中は自立相談支援センターとの面談や求職活動等の義務があります → [3 ページ参照](#)

## 支給額・支給期間・支給方法

### ■ 支給金額

- ・支給金額には上限金額があります
- ・下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給　　〈日高市の場合の金額〉

世帯人数	家賃上限額	世帯人数	家賃上限額
単身世帯	37,000 円	6 人世帯	52,000 円
2 人世帯	44,000 円	7 人以上の世帯	58,000 円
3~5 人世帯	48,000 円		

- ・受給要件表の「基準額」を超える収入がある場合、家賃の全額ではなく一部を支給する形になります。
- ・共益費、管理費等は対象外です。上限額を超える金額や共益費等については、自己負担となります。

## ■ 支給期間

### 原則3か月

※2回を限度として支給期間を3か月延長することが可能です。

ただし、延長・再延長申請時に支給要件に該当している必要があります。

## ■ 支給方法

日高市が住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込みます。(代理納付)

## 住居確保給付金を受給するための要件

受給については要件があります。

また、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業をあわせて利用する必要があります。

### 主な受給要件チェックリスト(すべてに該当した場合に対象となります)

✓欄	項目																		
	申請日において、離職・廃業した日から2年以内である。 または、または給与等を得る機会が本人の責に帰すべき理由、本人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況(収入を得られない、収入が極端に少ない、生活が営めない)にある。																		
	住居を喪失している または 住居喪失の恐れがある																		
	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、以下の表の『収入基準額』を超える収入を得ていない場合。(収入には公的給付を含む) 収入基準額=基準額+家賃額(支給上限まで) <日高市の場合>																		
	<table border="1"><thead><tr><th>世帯人数</th><th>基準額</th><th>収入基準額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1人</td><td>78,000円</td><td>115,000円(78,000円+37,000円)</td></tr><tr><td>2人</td><td>115,000円</td><td>159,000円(115,000円+44,000円)</td></tr><tr><td>3人</td><td>140,000円</td><td>188,000円(140,000円+48,000円)</td></tr><tr><td>4人</td><td>175,000円</td><td>223,000円(175,000円+ // )</td></tr><tr><td>5人</td><td>209,000円</td><td>257,000円(209,000円+ // )</td></tr></tbody></table>	世帯人数	基準額	収入基準額	1人	78,000円	115,000円(78,000円+37,000円)	2人	115,000円	159,000円(115,000円+44,000円)	3人	140,000円	188,000円(140,000円+48,000円)	4人	175,000円	223,000円(175,000円+ // )	5人	209,000円	257,000円(209,000円+ // )
世帯人数	基準額	収入基準額																	
1人	78,000円	115,000円(78,000円+37,000円)																	
2人	115,000円	159,000円(115,000円+44,000円)																	
3人	140,000円	188,000円(140,000円+48,000円)																	
4人	175,000円	223,000円(175,000円+ // )																	
5人	209,000円	257,000円(209,000円+ // )																	
	申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である。																		
	<table border="1"><thead><tr><th>世帯人数</th><th>金融資産</th></tr></thead><tbody><tr><td>1人</td><td>468,000円</td></tr><tr><td>2人</td><td>690,000円</td></tr><tr><td>3人以上</td><td>840,000円</td></tr></tbody></table>	世帯人数	金融資産	1人	468,000円	2人	690,000円	3人以上	840,000円										
世帯人数	金融資産																		
1人	468,000円																		
2人	690,000円																		
3人以上	840,000円																		

	<p>離職や現在の状況になる前に、主たる生計維持者であった。  (離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む)</p>
	<p>ハローワークに求職の申込みをして、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">( 休職等で離職をしていない場合 )</p> <p style="text-align: center;">必ずしも離職または廃業が前提ではありませんが、休業中の生活や3か月後の生活の見通しを立てるために副業や転職を含めて検討することが求められる。</p>
	<p>職業訓練受講給付金 または 地方自治体などが行っている類似の給付等について、世帯の中で受けている人がいないこと</p>

## 住居確保給付金受給中の義務

支給期間中は、自立相談支援センターにより策定される支援プランに基づいた家計相談や就職活動をはじめ、常用就職に向けた就職活動を行っていただく必要があります。

### ■ 住宅確保給付金受給中に行っていただくこと

1	毎月4回以上、自立相談支援センターの自立相談支援員等による面接等の支援を受ける。
2	毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参の上、ハローワークの職業相談を受ける。
3	原則週1回以上、ご自分で求人先への応募行うか、求人先の面接を受ける。
4	<p>支給決定後、常用就職(雇用契約において、期間の定めがない、または6か月以上の雇用期間が定められているもの)した場合は「常用就職届」を自立相談支援センターへ提出する。</p> <p>提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、自立相談支援センターに毎月提出する。</p>

※就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が、当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある場合には、(2)(3)は求めません。

## 申請に必要な書類

1	<b>住居確保給付金支給申請書</b> (受付窓口でお渡します)
2	<b>本人確認書類</b> (次のいずれか) 運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)、パスポート、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等の写し
3	①申請日を起点に2年以内に <b>離職・廃業をしたことが確認できる書類の写し</b> (離職票等) 又は ②申請者の就労の状況が <b>離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し</b> (職場からの休職の通知等)
4	<u>申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者について、</u> <b>収入が確認できる書類</b> 給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、そのほか失業給付や年金等を受けている場合にも、証明書や年金手帳等
5	<u>申請者及び申請者と生計を一にしている同居親族の</u> <b>金融機関の全通帳の写し</b>
6	ハローワークの発行する「 <b>求職受付票(ハローワークカード)</b> 」の写し ※ハローワークでの登録については、新型コロナウイルス感染症の影響により当面の間はインターネットでの仮登録でも可。
7	世帯の <b>1か月の収入、支出の状況がわかるもの</b> 。 家計簿、公共料金の請求書等

※その他、支給決定に必要な書類をはじめ、申請手続の詳細については受付窓口でご説明します。

※書類等は原本をご持参ください。

※申請時には、印鑑(朱肉を使うもの)を必ずご持参ください

**まずは自立相談支援センターへお電話ください。**

受給要件や必要書類の確認等をお電話でした後、来所していただいたの面談、申請となります。

申請にあたっては、1回の面談等では終わらない可能性があります。

**日高市社会福祉協議会 自立相談支援センター**

**電話 042-985-9100**

## そのほか

■ 支給については、自治体が審査を行い、決定します。

審査に伴い、自治体は資産要件や収入の状況について、銀行や申請者の雇用主に対して報告を求められることがあります。

■ 申請月以降に支払うべき家賃に充てるもののため、滞納した家賃への充当はできません。

■ 給付決定された後、住居確保給付金の支給を中止することがあります。

- ・自立相談支援センターとの面談や求職活動など、受給中に求められることを行わない場合
- ・受給中に就労等により得られた収入が収入基準額を超えた場合
- ・虚偽の申請や届出など不適正受給に該当することが判明した場合 など